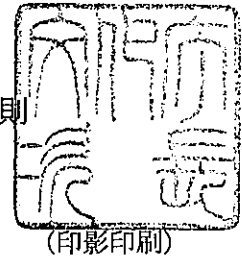


31文庁第159号
平成31年4月22日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿
関係独立行政法人の長 殿
大学共同利用機関の長 殿

文化庁次長
村田善則



文化財の防火対策等について（通知）

4月15日にフランス・パリのノートルダム大聖堂において火災が発生しました。この火災に関連して、17日に文化庁長官より「国宝・重要文化財の防火対策等について」（別添1）を発表し、全国の国宝・重要文化財の防火対策等について徹底をお願いしたところです。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて、適切な管理が不可欠です。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれましては、これまでも文化財の防火対策等について各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、文化財部局と消防部局等が連携を図りながら、下記の事項に御留意の上、文化財の防火等に関し、引き続き所有者、管理者への御指導をお願いします。

こうしたことから、このたび文化庁は、国宝・重要文化財の管理状況等の現状を改めて把握し、関係者の皆様に確認・点検していただくための緊急状況調査等を実施させていただくこととしました。この緊急状況調査等については、別添2に基づき御回答いただきますようお願いいたします。

関係各位におかれましては、これまで以上に防火対策等に一層の推進を図られますよう重ねてお願い申し上げます。大型連休を控え観光客等が多く訪問されることが見込まれる国宝・重要文化財建造物や博物館等の関係者は、特に、御留意願います。

なお、消防庁より別添3のとおり通知が発出されているところであり、関係各位におかれましては、引き続き地元消防関係者との連携を図りながら文化財建造物の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いいたします。

記

- 1 日頃から、地元消防、警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
- 2 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないように管理を徹底すること。
- 3 修理現場においては、工事中の防火管理を徹底すること。
- 4 建造物の特性や周辺状況、通常の管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、建造物の周辺における火気管理を徹底すること。
- 5 文化財収蔵施設等の周辺状況や管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、文化財収蔵施設等の周辺における火気管理を徹底すること。
- 6 火災発生時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、防火設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防火訓練の実施を徹底すること。